

第 12 号議案

愛南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び愛南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 6 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

児童福祉法の一部改正によりこども家庭庁関係内閣府令の設備等に関する基準が改正されたことに伴い、条例中の該当条文を改正する必要があるため。

愛南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び愛南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

愛南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年愛南町条例第22号)及び愛南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年愛南町条例第24号)の一部を次のように改正する。

(愛南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 愛南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年愛南町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(愛媛県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛媛県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(愛南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 愛南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年愛南町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び愛南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

第1条の規定による改正(愛南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例)

現 行	改 正 案
<p>第1条～第9条 略 (職員)</p> <p>第10条 第1項略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士 _____ _____ _____</p> <p>の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>第11条 略 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u> _____に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第9条 略 (職員)</p> <p>第10条 第1項略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士 <u>(愛媛県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛媛県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)</u></p> <p>の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>第11条 略 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>以下 略</p>

第2条の規定による改正(愛南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)

現 行	改 正 案
<p>第1条～第14条 略 (特定教育・保育の取扱方針)</p>	<p>第1条～第14条 略 (特定教育・保育の取扱方針)</p>

第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第 10 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2)～(4) 略

2 略

第 16 条～第 24 条

(虐待等の禁止)

第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号

_____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

以下 略

第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下_____「認定こども園法」という。)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第 10 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2)～(4) 略

2 略

第 16 条～第 24 条

(虐待等の禁止)

第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

以下 略